

第106回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成29年2月23日（木）9:30～11:00

2 場 所 中央合同庁舎第2号館（総務省）7階 省議室

3 出席者

【委員】

西村 清彦（委員長）、北村 行伸（委員長代理）、川崎 茂、清原 慶子、
嶋崎 尚子、白波瀬 佐和子、関根 敏隆、中村 洋一、野呂 順一

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所所長、総務省統計局統計調査部長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局上席生涯学習官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策本部長（大臣官房サイバーセキュリティ・情報化審議官）、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

原田総務副大臣、笹島総務審議官、横山大臣官房審議官
統計委員会担当室：山澤室長、永島次長、上田次長
政策統括官（統計基準担当）：新井政策統括官、吉牟田統計企画管理官

4 議 事

- (1) 諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」
- (2) 部会の設置について
- (3) 諮問第99号の答申「医療施設調査の変更について」
- (4) 諮問第100号の答申「患者調査の変更について」
- (5) 部会の審議状況について
- (6) その他

5 議事録

○西村委員長 それでは定刻となりましたので、ただ今から第106回統計委員会を開催いたします。

本日は、河井委員、西郷委員、永瀬委員、宮川委員が御欠席です。

本日は、総務省から原田憲治総務副大臣、笹島総務審議官にも御出席いただいております。

なお、原田副大臣には後ほど御挨拶をお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日用意されている資料について、事務局から簡単に紹介してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、諮問が1件、答申が2件、部会報告が1件あります。議事の(1)で「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」の諮問がなされる予定です。資料は、資料1になります。議事の(2)で部会の設置について改正していただく予定です。資料は、資料2から資料4になります。なお、資料3については、新しい部会の設置が決まった後、配布させていただきます。議事の(3)で諮問第99号「医療施設調査の変更について」の答申、議事の(4)で諮問第100号「患者調査の変更について」の答申を取りまとめていただく予定です。資料はそれぞれ資料5及び資料6です。その後、議事の(5)で、現在部会において御審議いただいている「労働力調査の変更」について報告があります。資料は、資料7になります。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」、原田副大臣から御挨拶をいただきたいと思えます。

○原田総務副大臣 おはようございます。総務副大臣の原田憲治でございます。「公的統計の整備に関する基本的な計画」の諮問に当たり、御挨拶を申し上げます。

西村委員長をはじめ委員の皆様には、日ごろから政府統計の改善のため、精力的に御審議いただいておりますことに感謝申し上げます。御存知のとおり、統計行政は大きな変革の時期を迎えております。安倍総理の施政方針演説でも、政府統計について一体的かつ抜本的な改革の必要性が表明されました。これを受け、2月3日には、高市総務大臣を含めた関係閣僚と有識者が参加する統計改革推進会議が開催され、統計改革の動きが本格化してまいりました。

近年のいわゆるビッグデータの登場、シェアリングエコノミーといった新たなサービスの出現など、世の中は大きく様変わりをしております。政府統計を時代に沿った新たなものとするためには、ビッグデータを活用した消費関連指標の開発、サービス産業の統計の充実など、抜本的な改善が必要であります。

これらは今総務省で取り組んでいるところでありますが、このような一つ一つの抜本的な改革を政府として一体的なものとしていく上では、アクションプランが不可欠でございます。このため、昨年末の諮問会議の場で高市総務大臣から、基本計画の前倒し改定を打ち出したところであります。皆様方には、基本計画を今般の統計改革の輝ける旗印とすべく、専門的見地から精力的な御審議をお願い申し上げます。

○西村委員長 どうもありがとうございました。続きまして、原田副大臣から御諮問をいただきたいと思えます。

(諮問書手交)

○西村委員長 ありがとうございます。

ここで、原田副大臣は政務のため御退席されます。本日は御出席いただきありがとうございました。

○原田総務副大臣 どうぞよろしく申し上げます。

○西村委員長 それでは、議事に移ります。昨年末の経済財政諮問会議における「統計改革の基本方針」や、その後の統計改革推進会議の発足などを受けて、統計委員会としても、経済統計改善に向けた具体的な取組を精査し、国民経済計算や関連統計の審議・フォローアップに取り組む必要があると考えております。そのため、現在ある国民経済計算部会を発展的に改組して、新たな部会を設置し、国民経済計算に加え、景気や経済変動を動的に把握する一次統計を中心に、当該統計のその時々における課題について機動的に審議する体制を構築する必要があると考えております。つきましては、統計委員会における部会設置の内規を改正したいと思っております。詳細について事務局から説明してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 資料2を御覧ください。昨年末に経済財政諮問会議から「統計改革の基本方針」が示され、統計改革推進会議での議論が開始されるなど、統計改革の動きが本格化しており、特に経済統計を中心に統計委員会の審議体制の強化が必要になっています。そのため、西村委員長の指示により、当面の体制強化策として、国民経済計算の精度向上、そして一次統計との更なる連携を図る観点から、国民経済計算部会を発展させた国民経済計算体系的整備部会を設置する規定改正案を示します。

改正内容は、国民経済計算部会から国民経済計算体系的整備部会に部会名称を改めるとともに、法律の施行の状況に関する事項のうち、国民経済計算及び国民経済計算の改善に資する統計の整備に係る事項を、基本計画部会及び横断的課題検討部会から切り出し、新たに新部会の所掌といたしました。区分けが微妙なものに関しては、一番下の「(注)ただし、委員長は、部会の審議状況等に応じて、審議を付託する部会を変更することができる。」の規定に基づき、その時々により委員長の判断で明確化してもらうこととしております。説明は以上です。

○西村委員長 ただ今の私からの提案及びそのための部会設置の内規の改正につきまして、御質問はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、統計委員会部会設置内規の改正は、資料2のとおりとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

本日以降、これらの方針に沿った部会運営を行いますので、先ほど諮問された「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」は、課題によって、基本計画部会、国民経済計算体系的整備部会に分けて諮問審議を付託したいと思っております。

また、この部会の構成員を決めたいと思っております。ただ今、事務局から配布されている資料3を御覧ください。統計委員会令第一条第二項及び第三項の規定により、部会に属すべき委員、部会長は、委員長が指名するとされておりますので、この部会については、資料3の記(一)に記載のあるとおりの委員を御指名させていただくとともに、記(二)のとおり、部会長は宮川委員にお願いいたします。

さて、先ほど受けました諮問は、具体的には次期基本計画の改定に向けた審議となるわけですが、部会設置内規も改正しましたので、この審議の進め方について整理しておきたいと思います。事務局から説明してください。

○山澤総務省統計委員会担当室長 それでは、資料4を御覧ください。平成29年2月23日に総務大臣から諮問された諮問第102号「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」に係る審議については、以下に沿って担当する部会において具体的に審議を進めることとします。

その審議の視点としては3点あります。1点目が、「統計改革の基本方針」の精査・具体化です。経済財政諮問会議で「統計改革の基本方針」が示されましたけれども、この「基本方針」別紙ⅠからⅣに掲載された個々の施策について精査・具体化する審議を行い、その結果を次の基本計画の施策として位置付けるというものです。

2点目は、現行の計画からの継承です。基本計画の変更に係る諮問は、統計改革の議論の高まりから現行の計画の期間5年間のうち、4年を経過した時点で第Ⅲ期計画に移行するため、第Ⅱ期計画のうち達成時期を5年目としている施策、継続的に実施するとしている施策については、個々の施策の必要性を改めて確認した上で第Ⅲ期計画の施策として位置付けるとしております。

3点目ですが、統計委員会として追加すべき事項の検討です。第Ⅱ期計画を取りまとめた後の社会経済情勢の変化、統計委員会として示した意見や部会長メモ、今後示される予定の統計改革推進会議等の提言を踏まえて、新たに追加すべき事項の有無、追加する場合の具体的な内容等を検討します。

次に、審議を行う部会ですけれども、「基本方針」は国民経済計算の改善に向けた施策が多く含まれていることを踏まえ、審議は基本計画部会に加えて、新たに設置した国民経済計算体系的整備部会において行います。両部会における役割分担は次のとおりです。

まず、基本計画部会は、「基本方針」の別紙Ⅲ、Ⅳを踏まえて、経済統計全般に関する事項、国民生活・社会統計全般に関する事項、統計作成の効率化、二次的利用の推進、統計調査環境の改善、統計データの提供の推進、統計リソースの確保・向上等共通基盤の整備に関する事項について審議します。国民経済計算体系的整備部会は、「基本方針」の別紙Ⅰ、Ⅱに掲載された事項を中心に審議いたします。

次に、各部会における審議の進め方と当面の審議スケジュールです。

まず、基本計画部会では、審議事項が多岐にわたるため、それぞれ委員3名以上で構成する以下の3つのワーキンググループを設置し、役割分担をした上で審議を進めます。1つ目が、経済統計ワーキンググループで、経済統計全般に関する事項を扱います。ただし、国民経済計算体系的整備部会で審議する事項は除きます。国民生活・社会統計ワーキンググループでは、国民生活・社会統計全般に関する事項を扱います。共通基盤ワーキンググループでは、統計作成の効率化、二次的利用の推進、統計調査環境の改善等を扱います。

基本計画部会長は、所属委員から1名を座長に指名し、座長はその他の所属委員から1名を座長代理に指名します。また、必要に応じて臨時委員・専門委員及び審議協力者を活用して、審議の深化を図ります。

各ワーキンググループは、審議結果を基本計画部会に報告するということにします。

基本計画部会は、各ワーキンググループから審議結果に係る報告、基本計画案に対する意見募集の結果、基幹統計調査に係る答申における「今後の課題」、部会長メモ、関係府省等による実現性の観点からの意見等を総合的に勘案した上で審議を進め、その結果を取りまとめ、統計委員会に報告します。

当面の審議スケジュール案は別紙1のとおりです。これは後で説明します。

2番目の国民経済計算体系的整備部会ですが、国民経済計算と一次統計の更なる連携を促進する観点から、部会による審議を原則とします。ただし、効率的な審議に資するため、必要に応じて部会の下にタスクフォースを設け、個別の課題に関して集中的に審議を行うことができるものとします。タスクフォースを設ける場合、部会長、部会長代理は、それぞれタスクフォースの座長、座長代理を兼ねます。また、部会長はタスクフォースを構成する委員を指名するというようになっております。

国民経済計算体系的整備部会及びタスクフォースは、必要に応じて臨時委員・専門委員及び審議協力者を活用して、審議の深化を図ります。

国民経済計算体系的整備部会は、タスクフォースからの審議結果に関する報告、基本計画案に対する意見募集の結果、基幹統計調査に係る答申における「今後の課題」、部会長メモ、関係府省等による実現性の観点からの意見等を総合的に勘案した上で審議を進め、その結果を取りまとめます。

スケジュール案は、別紙2のとおりです。

審議結果のまとめ方ですが、統計委員会は、上記3.(1)及び(2)の審議取りまとめ結果の報告を受け、基本計画全体の取りまとめを基本計画部会に付託します。これを受けて基本計画部会は、答申の原案を取りまとめ、統計委員会に報告します。全体のスケジュール案は別紙3のとおりです。

4ページ目は審議の流れ図が書いてありまして、その後、別紙1では、基本計画部会及びワーキンググループの審議スケジュール案が記載されております。別紙2では、国民経済計算体系的整備部会の当面の審議スケジュール案で、3月から4月の間に3回ほどの部会をやる予定にしております。最後、別紙3では、全体の審議スケジュール案としまして、3月、4月までに審議をしまして、5月に統計委員会として「基本的な考え方」の中間取りまとめ、法施行状況報告を受領いたします。その後、6、7、8月で「基本的な考え方」の骨子の整理をし、9月に「基本的な考え方」の取りまとめをします。10、11月でパブリックコメントを取り、12月に基本計画の答申という予定になっております。

私からの説明は以上です。

○西村委員長 ただ今の審議の進め方について、御質問等はいかがでしょうか。

いろいろなものが前倒しになっていて、非常にタイトになっていますけれども、よろしくお願ひします。片方で統計改革推進会議の動きもかなり早くなってきておりますので、それと対応する形で我々としても対処するという形にしたいと思っております。

よろしいでしょうか。それでは、次期基本計画に向けた審議は、資料4にあるとおりといたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 どうもありがとうございました。それではそのようにさせていただきます。

次に、人口・社会統計部会において審議されております諮問第99号「医療施設調査の変更」及び諮問第100号「患者調査の変更」の答申案につきまして、人口・社会統計部会の白波瀬部会長から御説明をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしくをお願いいたします。それでは、医療施設調査及び患者調査の答申案について報告させていただきます。

両調査の変更につきましては、昨年12月の統計委員会での諮問以降、計2回の部会審議を行いました。そして、今月2月1日に開催した2回目の部会において、本日報告させていただく答申案を取りまとめた次第でございます。

前回1月の統計委員会において、1回目の部会審議の状況について報告をしておりますので、部会審議の中で調査実施者に対応を求めている点などを中心に説明いたします。

なお、2回目の部会の審議概要は、資料5及び資料6の参考資料1として添付しておりますので、適宜御参照ください。

それでは、資料5の医療施設調査の答申案の内容についてです。まず「1 本調査計画の変更について」の全体的な結論としては、1ページの一番上の「(1)承認の適否」のところで、全体としては変更を承認して差し支えないとしております。その理由等については、資料5のクリップを外しますと、その下にございます「資料5の参考資料」の「答申案の概要」で、変更の項目や内容、答申案の概要について一覧的に整理しておりますので、これに沿って簡単に説明したいと思います。

この中で、全ての変更項目について、基本的に「適当」と整理しておりますが、部会審議を踏まえまして、一部ひし形(「◆」)を付してゴシック体で書いている内容につきましては、調査実施者に対してしかるべき対応を求めているものであります。

初めに、「(1)調査事項」についてです。これらについては、前回の統計委員会で報告しているとおり、報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録情報等においてより詳細な情報が毎年把握可能であること等を踏まえまして、調査事項を削除するなど、調査の効率的実施等に資する変更を行うものであり、また、実態のよりの確な把握等の観点からの選択肢の追加や報告者が漏れなくまぎれなく的確に記入できるように調査票のレイアウト及び表記の変更を行うものであることから、適当と判断いたしました。

なお、行政記録情報等の関係では、調査実施者は、統計利用者の利便等に配慮し、結果の公表の際は、削除等を行う項目に関する行政記録情報等が掲載されている、厚生労働省のホームページやe-Statなどへのリンク先の内容を併せて掲載して、掲載場所を案内することとしております。これについては後ほど説明いたします患者調査においても、行政記録情報等の関係で変更する調査事項がありますが、同様の対応を行うこととしています。

続きまして、(3)集計事項についてです。変更内容については、適当と判断しましたが、統計利用者の利便性等に更に配慮していただきたいという意味合いで、調査実施者に対して2点の対応を求めています。1点目は、調査結果の公表の際には、先ほどの行政記録情報等のリンク先の内容掲載に併せて、当該行政記録情報等とこれまで本調査で把握

してきた項目との対応関係について適切に解説することです。2点目は、行政記録情報等により把握した結果を集計・表章している場合には、その旨を明記するということです。

続きまして、2ページの「2 前回答申における今後の課題への対応状況」のところで、まず、①の「時系列変化の把握に配慮した調査項目の設定」についてです。今回、調査事項については、先ほどの調査事項のところで説明したとおり、報告者負担の軽減や統計利用者による利活用や報告者の記入のしやすさ等に配慮した変更を行っておりますが、そのような中で、時系列変化の把握にも可能な限り留意したものとなっていることから、適当と判断いたしました。

続きまして、1ページの「(2) 調査方法」と、2ページの「2 前回答申における今後の課題への対応状況」の②及び③については、前回の統計委員会で報告しているとおり、従来の病院に加え、一般診療所及び歯科診療所に拡大してオンライン調査を実施するとともに、オンライン調査の更なる推進を図るための取組を行うこととしていることから、適当と判断いたしました。

最後に、一番下の「今後の課題」についてです。今回調査から全面的にオンライン調査を導入して実施する計画ですが、いまだ過渡期の段階であると考えられることから、実査を担う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、丁寧な検証、分析等を行い、次回の平成32年度調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討することを課題として付しております。

以上のとおり、一部、調査実施者に所要の対応を求めています。全体としては適当であると整理しております。

医療施設調査の答申案についての報告は以上です。

続きまして、資料6の患者調査についての全体的な議論の内容についてです。患者調査の答申案の内容についてです。

まず「1 本調査計画の変更」についての全体的な結論としては、1ページの一番上の「(1) 承認の適否」のところで、全体としては変更を承認して差し支えないとしております。その理由等については、医療施設調査と同様に、資料6のクリップを外しますと、その下にございます「資料6の参考資料」の「答申案の概要」に沿って簡単に説明いたします。

こちらにも全ての変更項目について、基本的に「適当」と整理しておりますが、部会審議を踏まえ、一部ひし形（「◆」）を付してゴシック体で書いている内容については、調査実施者に対してしかるべき対応を求めているものでございます。

初めに、「(1) 調査事項」についてです。これらについては、前回の統計委員会で報告しておりますとおり、報告者負担の軽減を図る観点から、行政記録情報等においてより詳細な情報が毎年把握可能であること等を踏まえまして、調査事項を削除するなど、調査の効率的な実施等に資する変更を行うものであり、また、実態のよりの確な把握等の観点からの選択肢の変更や報告者がまぎれなく的確に記入できるよう調査票上の記入例の変更を行うものであることから、適当と判断いたしました。

この中で、②の「受療の状況のうち『副傷病名』の変更」のところについて、今回の変更により、調査結果として慢性腎臓病の患者数が大きく変動する可能性があるため、調査実施者に対して、調査結果の公表に当たっては、統計の時系列変化や比較等を含めまして、専門家以外の者も理解できるように丁寧に解説することを求めています。

続きまして、「(3) 報告期間」についてです。前回の統計委員会で報告しているとおり、変更内容については適当と判断しましたが、レセプト情報から読み込んだデータは、レセプトを作成しない自費診療の患者が漏れるなど本調査の対象者と完全に一致しないため、調査実施者に対して、病院において電子カルテから本調査の対象者を特定し、読み込んだデータとの照合作業の実施に留意することを求めています。

続きまして、2ページの「(4) 集計事項」のところですが、変更内容については適当と判断しましたが、医療施設調査と同様に、調査実施者に対して、調査結果の公表の際には、今回削除等を行う調査項目に関連する行政記録情報等と、これまで本調査で把握してきた項目との対応関係について適切に解説することを求めています。

続きまして1ページの「(2) 調査方法」と、2ページの「2 前回答申における今後の課題への対応状況」についてです。これにつきましても、前回の統計委員会で報告しておりますとおり、医療施設調査と同様に、従来の病院に加え、一般診療所や歯科診療所に拡大してオンライン調査を実施することとしていることから、適当と判断いたしました。

最後に、一番下の「今後の課題」についてです。患者調査においても、医療施設調査と同様に、今回のオンライン調査の実施状況等について丁寧に検証、分析等を行い、これらの結果を踏まえまして、次回の平成32年度調査におけるオンライン調査の更なる利用の促進と改善に向けて検討することを課題として付しております。

患者調査の答申案についての報告は以上です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○西村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案の御説明について、何か御質問あるいは御意見等はございますか。

○川崎委員 この答申案につきましては、本当によく検討されているので、特段、私の方から異論は全くないです。むしろ大賛成ということですが、この機会ですので、意見だけ少し申し上げさせていただきたいと思います。

今回の答申案の中で、私は大変よい点があったと思いますので、特に部会長をはじめ部会の委員それから関係の皆様への御努力に敬意を表したいと思います。それは何かと申すと、行政記録情報によって削除した項目に対してのどのような補完ができるか、補えるかということをごきちんとしていただいたことです。調査事項を削るとかといったことは、報告者負担の観点からはやりたいけれども、統計利用者の観点からは難しいというところがあるのですが、そこを、利用者の方にも配慮してこのような情報が提供されるということをごきちんとして整理して、また、今後もデータ提供の上でも配慮されるということは大変よいことだと思います。今後、他の統計でも可能であればこのようなことをやっていただいたらありがたいと思いました。それが1点、御礼としての意見です。

それからもう1点、これは意見として申し述べさせていただきたいのですが、表の後ろの方に、例えば医療施設の答申案の19ページなどにオンライン調査のことにに関して丁寧な

御説明があります。これも丁寧に検討されたということで大変よいことだと思うのですが、1点だけ私が気になっておりますのは、この表の中に「オンライン調査導入に係る負担感について」がございます。これで、かなりの部分が「業務負担が軽減した」と回答されているので大変よいことだと思うのですが、この表の右から2番目に「業務負担が増えた」というのが、決して軽視できない程度の割合があるような気がします。これにつきましては、今すぐどうということができるわけではないのかもしれませんが、オンライン調査をやったら必ず負担が軽減されるというわけでもない側面があるかと思いますので、このように負担感が増えたと感じられるところの要因については、また今後、引き続きよく検討していただけたらありがたいと思います。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございました。そのほか御意見ございますか。

先ほどの川崎委員の発言と絡むのですが、非常に重要なことなのですが、今回の場合は調査統計のこういうものに行政記録情報を使うという形になったわけですが、本来であれば行政記録情報と調査統計は一体として、逆に言えば1つのデータのセットとして扱えるようにするのが本来の姿だと思うのですが、そこまでいくのはなかなか難しい。しかし、やはりそういう方向に向かっていくということが重要ではないかと思っています。つまり、医療の場合には、行政記録情報と調査統計をうまく連携して統計を作り、かつその統計を利用するということが重要だと思いますので、今後、医療関係の情報を一層活用するという視点から、この調査と行政記録情報との間の連携というのを具体的に考えていく必要があるのではないかということ、委員長のコメントとしてテークノートしたいと思っています。

○白波瀬委員 今の点につきまして。方向性としては、今、委員長もおっしゃったとおり、部会の方でもそういう形での議論はございました。

それで、目指すべき方向性ということにつきましては、誰も異論がないのですが、2点ございます。まず1点目のオンライン調査の導入については、川崎委員から御発言がありましたように、物事を変えるに当たりましては様々な過渡期のコストがかかりますので、それなりの負担感というのは生じてまいります。このコスト感についてはしようがないということで、中長期的にオンライン調査等の導入にかけてということですので、その場合の検証は重要であるということは部会の中でも何度も言及があったところでございます。

また、2点目の行政記録情報については、より積極的に導入しているという点ではそうなのですが、今、委員長がおっしゃったように、行政記録情報と調査統計を1つのものとしてリンケージするというか、望ましいところまでというのはかなり距離がございます。そういう意味で、実施内部の体制、専門家の関与の必要性、インフラの充実といったようなことが同時にないと、一方的に理想だけを述べて、実質のインフラ、マンパワーがないという状況がかなり懸念されますので、その点につきましてはよろしく御配慮のほどお願いいたします。

以上です。

○西村委員長 分かりました。その点は当然のことながら考えてこれからやっていかなければいけないというところです。特に専門家の関与というのは非常に重要な形になると思いますし、それから質問事項の内容についても専門家の関与というのは多分必要になるでしょう。しかし、すごい勢いで状況が変わっていますから、専門家の知識というの、今最新の知識を使うという形ができるようなシステムというのを作っていく必要があると思います。そのためには当然のことながら時間とコストがかかります。統計改革推進会議の方でも、そういうことについては基本的にコミットする方向に向かっているという印象を持っておりますので、そういう方向に持っていきたいと思っています。簡単に言えば、経済統計の方がいろいろと話題になっていますが、医療とかそういうところもこれから大きなイシューとして取り上げていくというふうに考えております。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「医療施設調査の変更について」及び「患者調査の変更について」の本委員会の答申は、資料5及び資料6の案のとおりとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 それでは、資料5及び資料6によって総務大臣に対して答申いたします。

人口・社会統計部会に所属されている委員におかれましては、部会での御審議どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移ります。部会の審議状況についてですが、人口・社会統計部会に付託されている「労働力調査の変更」の審議状況について、白波瀬部会長から御報告をお願いいたします。

○白波瀬委員 よろしく願いいたします。

人口・社会統計部会における労働力調査の審議状況について御報告いたします。第1回の部会は2月6日に開催されまして、審議事項についての審議を一通り終えました。このため、昨日の22日の第2回の部会では、答申案について審議し、その中で、今回、ILO決議に伴い、導入する未活用労働に係る新たな指標と、アメリカなど諸外国の関連する指標との対応関係について確認を行いました。現在、答申案について最終的な調整を行っているところです。

本日は、第1回部会の審議結果の概要について、資料7に沿って御説明いたします。また、第1回部会の議事概要は、資料7の参考資料として添付しております。

資料は、審議事項や審議の状況について、一覧表の形で整理しております。また、添付の資料として、3ページのA3判の別紙1は、各調査事項の変更等の全体の状況を俯瞰できるように整理したものです。また、5ページの別紙2は、集計事項の変更について、7ページからの別紙3は、前回答申の「今後の課題」への対応状況について調査実施者が整理したものです。さらに、9ページの参考1は、今回の変更の背景となっているILO決議の内容について、その裏面の10ページの参考2は、今回の集計事項の変更のポイントや、変更後の公表スケジュールについて整理したものです。説明の中で、適宜、触れたいと思います。

それでは、資料の1ページの「1 計画の変更」の「(1) 調査事項」についてです。①から⑤までの具体の調査事項の変更内容については、A3判の別紙1で、吹き出しの形で、赤字で「【①関係】」「【②関係】」などと記載しているところです。そこにそれぞれ対応する形で整理しています。基本的にはILO決議において集計することとされている新たな定義の失業率を含む、未活用労働に係る新たな指標を作成するために必要な情報を、的確に把握するために追加・変更を行うものや、今回の変更に伴い生じる、調査事項の重複を排除するものなどであり、国際比較可能性の向上や報告者負担の軽減等の観点から、いずれも適当と判断しております。

続いて、2ページの「(2) 集計事項の変更」についてです。5ページの別紙2を御覧ください。労働力調査の結果に基づく毎月の失業率については、雇用情勢を判断する重要な指標として利用されていることに鑑み、統計の継続性を確保する観点から、総務省は、現行のいわゆる完全失業率の公表を維持した上で、今回の未活用労働に係る新たな指標の導入等に伴い集計事項の充実を図る変更を行うこととしており、国際比較可能性の向上の観点から、適当と判断しております。

なお、今回の変更に当たり、総務省は、試験調査である準備調査を実施し、試算を行っております。調査対象地域も調査期間も限られた中で調査した結果である点に十分留意する必要がありますが、その結果については5ページの下の表のとおりとなっております。この集計事項の関係で、部会では、新たな指標である未活用労働に関する各指標の公表に当たっては、国際比較可能性に配慮し、諸外国における状況とともに、これらと比較・分析し、視覚的にも分かりやすい形での提供に留意するなど、統計利用者の利便性等を図る観点から、丁寧に説明する必要があるのではないかといった意見がありました。

続いて、2ページの「2 前回答申における今後の課題への対応状況」についてです。7ページを御覧ください。前回答申における今後の課題では、基礎調査票の「従業上の地位」を把握する調査事項の選択肢のうち、「常雇」に該当する者の中には、自身の雇用契約期間が有期なのか、無期なのかを必ずしも十分に承知していない者がいるおそれがあるため、選択肢に「わからない」を追加する必要性について検討することが指摘されていたところです。7ページの「1」のところに、本調査の現行の「従業上の地位」と、変更案の雇用契約期間の各選択肢の対応関係を整理しておりますが、3ページのA3判の別紙1の左側の中ほどに、「変更【2関係】」として示しているとおおり、「雇われている人」について、「常雇」「臨時雇」「日雇」の別を選択した上で、勤め先における「正規の職員・従業員」「パート」「アルバイト」などの呼称を選択するこれまでの方式から、勤め先における呼称を選択した上で、雇用契約期間を選択する方式に変更することとし、この中で、前回答申に対応する形で、雇用契約期間の選択肢として「わからない」を追加することとしています。

この選択方式の変更に至る経緯については、7ページの「2」のところに整理しています。従来の本調査結果と就業構造基本調査の結果を比較すると、表1のとおり、特に、本調査の「常雇の人（有期の契約）」に対応する就業構造基本調査の「1年超3年以下」及び「3年超5年以下」の部分について、大きな差異がみられますが、8ページの表2のと

おり、今回の変更案の調査事項を設定した試験調査と就業構造基本調査とを比較・分析した結果、差がかなり小さくなった状況がみられました。

このように本調査において「雇用契約期間の定めの有無」を把握する調査事項を設定し、この中で「わからない」の選択肢を設けることが、よりの確な実態の把握を可能とするものと考えられることから、適当と判断しております。

なお、部会では、今回の「従業上の地位」に係る選択肢の変更に関連して、調査結果の時系列比較に当たり、留意すべき変更前後の差異等について、統計利用者の利便性等を図る観点から、ウェブサイト等において丁寧かつ分かりやすい形で説明することが必要ではないかといった意見がありました。

最後に、今後の予定ですが、来月、3月21日に開催予定の統計委員会において「答申案」をお諮りすることとしております。

労働力調査の変更についての部会審議の概要は、以上のとおりです。

○西村委員長 ありがとうございます。本件につきましては、今の御報告にもありましたように、昨日の部会で基本的には審議を終えたということだそうですが、何か御質問はございますか。

○野呂委員 資料の5ページ目の別紙2の2の5～6行目ですが、今御説明もありましたけれども、今回失業率の定義が変わるという中で、定義変更前後で失業率を見たいという利用者のニーズがあるかと思うのですが、この2行だけ見ると、「統計の継続性を確保する措置」がどういう形なのか理解しにくいと思います。例えば、「当面、現行の『完全失業率』を公表」の「当面」とはどれぐらいの期間なのか、あるいはずっとこれを公表することもできるのか、また、その次の行の「具体的な措置」とはどういうことをお考えなのか、その辺りをもう少しクリアにさせていただきますと、利用者としては非常に助かると思います。

○白波瀬委員 新しい未活用労働指標については、基本的に今回はまずILO決議に準拠するというので、国際比較の観点からできるだけ比較可能性の高いカテゴリーにして、新定義の失業率を出していくということです。同じ「失業率」と言われているものを公の値として複数出すことについて、部会審議の中では、望ましいことではないのではないかという結論に達しております。そういう意味で、いわゆる「完全失業率」、これをどういう呼称にするかということはありませんけれども、失業率は今までの時系列の踏襲性を踏まえた失業率を出すのですが、その後の新しいこの指標につきましては、平成30年から公の形で数値を出すのですが、それは要するに違うものであるという形での単純な併記にしないで、誤解のないような形で提示するということです。今まで使っていた数値なので、そのまま疑いなく使うということではなくて、その辺りは今後も継続して検討されていくものと思いますけれども、少なくとも公の形での、公的な失業率については一本化するという方向性ではあります。

○長藤総務省統計局労働力人口統計室長 調査実施者の方から若干補足させていただきますと、従来の完全失業率は、資料の10ページに書いてございますけれども、毎月の公表として、従来の完全失業率を公表し続けます。そのほかに詳細集計というものを労働力調査

では四半期に一度行っておりますので、その詳細集計の中で、この新しい未活用労働指標をLU1から補助指標も含めまして四半期に一度公表する。したがって、新しい定義のLU1といいますのは、未活用労働指標という形で、平成30年から四半期に一度公表するという形になります。ただ、データとしては毎月ありますので、季節調整がかけられるようになるのが四、五年後ぐらいになると思いますので、その間、データを蓄積して、検証していくといったようなことを考えております。したがって、従来の完全失業率は、当面維持するというところでございます。

○野呂委員 確かに統計結果の数字が二つあると混乱するということは、他の指標も含めてそうかと思っておりますので、その点は賛同いたしますけれども、どの程度の段差が出るか分からないので何とも言えないのですが、利用者に丁寧な御説明をいただくと、よろしいのではないかと思います。

○西村委員長 当面というのは、当面でなくて、ずっとということですか。完全失業率を公表していくという状態が続くのは。

○白波瀬委員 当面というのがどれぐらいかということについて、また、何年後に統一するとか、新たなより望ましい失業率としていくかといったことについて、現段階において部会審議ではそこまでの具体的な期間などに関する検討は行っておりません。

○西村委員長 それは非常に納得できる話で、要するに社会的に、逆に言えばこのLU1とかLU4が市民権を得て、今の完全失業率が余り使われないようになっていくなればそこでやめるという話だと思いますので、こちらからやめるとかいう話では多分ないだろうと思います。

どうもありがとうございました。

それから最後に、これは委員長メモみたいな話ですけれども、少し加えたいと思うことが1点あります。それは、アメリカのBLS（労働統計局）では、世帯調査の統計と事業所調査の統計を有機的に組み合わせて労働統計を発表しているわけです。日本では、厚生労働省の毎月勤労統計と総務省の労働統計というのは、同じ労働統計なのですが統一感がなくて、相互に補完した形にはなっていないということが大きな問題で、それがいろいろな、新しいイノベーションというようなものを阻んでいるように私は思います。したがって、長期的にはこの二つの統計を有機的に結合する方策が必要ではないかと考えております。この点は、横断的課題検討部会か基本計画部会などで審議する必要があるのではないかと考えております。

それでは、3月の統計委員会に向けて、答申の取りまとめをよろしく願いいたします。

次に報告事項です。前回の第105回統計委員会において、経済産業省から報告していただいた「繊維流通統計調査」について、改めて報告書が作成されましたので、報告してもらおうことといたします。それでは、同統計を所管する経済産業省から、再度詳細な説明をお願いいたします。

○糟谷経済産業省製造産業局長 経済産業省の製造産業局長でございます。参考1に従いまして御説明をさせていただきます。

まず1ページ目でございます。統計の精度向上が政府全体の重要な課題となる中で、繊維流通統計調査において不適切な処理が行われていたということは、誠に遺憾であり、誠に申し訳なく思っております。

前回の統計委員会における御指摘を踏まえまして、過去にこの統計調査に携わった職員等から更なる聞き取り調査を実施いたしました。その内容については後ほど御説明させていただきますが、その原因分析を行った結果、統計調査を実施するに当たりまして、組織的な仕組みに問題があったと考えております。

これを踏まえまして、五つの柱からなる再発防止策を講じることにいたしました。第1に、第三者による統計調査実施状況のレビュー、第2に、省内における統計調査実施に係る管理体制の強化、第3に、統計調査の実施内容等の透明性向上と文書保存の徹底、第4に、省内における統計法の知識向上、統計法遵守の意識向上、第5に、統計改善に向けた取組でございます。

経済産業省として、今回の事案を非常に重く受けとめまして、再びこのようなことがないよう、省を挙げて全力で再発防止に取り組んでまいり所存でございます。申し訳ありません。

それでは、聞き取り調査を再度行いました結果について、3ページ目以降で御説明をさせていただきます。まず1の(1)であります。前回の統計委員会では、過去の経緯が不明確でありましたので、その御指摘を受けて聞き取り調査を行いました。聞き取り調査の範囲でございますけれども、この統計業務が製造産業局に移管されましたのが平成14年の1月分からであったこと、それから、過去の数値の横置きが確認できる一番古いものが平成13年のものであったことを踏まえまして、平成13年以降にこの統計業務に携わった職員、それから請け負った事業者の担当者、合計27人から聞き取り調査を行いました。

(2)でございますが、書類につきましては、経済産業省においては保存期間5年としてまいりましたので、5年より前のものは廃棄済みでございました。したがって、事実関係の確認を前回の統計委員会までには、行うことができなかったわけであります。他方で、総務省の統計審査官室には平成13年以降のものを含む過去の書類が保存されておりまして、その御協力をいただきまして手続書類の確認も行いました。

追加調査から推察される状況・経緯でございます。まず第1に、調査名簿の状況でございます。ちなみにこの調査であります。平成22年半ば以前は、実質担当係長1名で行っておりました。それ以降は、担当補佐と担当係長の2名で行っておりました。

調査で分かったことは箱の囲みの中でありまして、まず、平成13年から14年でありまして、調査統計部から引き継いだ名簿をそのまま使用いたしておりまして、廃業していた企業は除外し、現存する企業のみを調査の対象としておりました。当時、企業名のないものが名簿に混在していたという記憶はないという証言を得ております。

平成15年から16年の担当者の証言であります。調査統計部に対しまして、統計調査の名簿の二次利用申請を行い、どの統計調査の名簿の二次利用申請を行ったかということは、担当者の記憶は定かではありませんけれども、注のところにありますように、恐らく繊維関係の卸売業の集合である「産業分類51類」から企業を抽出したものと考えております。

この名簿から、繊維流通統計調査名簿にない企業を大量に抽出して、そのそれぞれ企業宛てに統計調査への協力を依頼する文書を出し、協力する旨の返事があった企業を名簿に追加したという証言が得られております。

それから平成17年から20年の間でありますが、この間、見直しを行ったかどうかについて記憶が定かでないという証言であります。

平成21年から22年の担当者でありますが、平成21年度からの調査のために、販売額全体の8割以上を捕捉すべく調査対象名簿を見直したという証言であります。

いずれにしても、平成22年半ばに引き継ぎがなされた時点で、調査対象名簿の中に社名や住所のない事業者が存在していたということが確認されております。

さらに、これは前回も御報告申し上げましたけれども、平成25年初めに名簿の見直しを行いました。その際、担当職員は、回答率を向上させる観点から、これまでの調査に回答している企業は、商業統計調査名簿に掲載されてないものも名簿に含めた、ただし、このことは総括補佐や担当補佐には伝えられていなかった。以上が証言で確認できたところであります。

以上まとめますと、この名簿につきましては、当初、調査統計部が用いていた対象名簿を維持・更新しながら使いながら、その後の名簿の更新時において最新の商業統計調査名簿を使って変更がなされた。ただし、平成25年初めの見直し時には、商業統計調査名簿以外の企業も名簿に加えたということであり。また、平成22年の半ばにおいて、調査対象名簿の中に社名や住所のない事業者が存在していたということが確認されましたが、そのような事業者がいつの時点からどのような方法で追加されたのかということについては確認ができておりません。

第2に、データの取扱いでございます。横置きデータ、つまり回答のない企業について、過去のデータをそのまま横置きしていたということの経緯であります。まず、平成13年に製造産業局に移管された当時において、担当者は請負先から納品される数値と実際に企業から回答があった数値との間に乖離があることを認識していましたが、請負事業者側で欠損値の補完をしていると考えていたということであり。また、平成17年から20年にかけて、回答拒否企業に係る過去のデータの横置き処理については、引き継ぎに基づき実施をしていたということが確認できております。

また、平成22年度の受託企業、三菱化学テクノロジーの担当者でありますが、仕様書に従って、過去の横置きデータを加えて集計を行っていたということを記憶しています。

平成22年半ばに引き継ぎがなされた時点で、回答を拒否する企業について過去の数値の横置き処理を実施していたということも確認されております。

平成23年度に初めて経済産業統計協会が受託したわけでありますが、このとき、未回答事業者からの横置きデータが非常に大きくて、調査対象項目の中には横置きデータが9割を超えるものもあったことから、平成23年度の初めに協会の担当者は、当時の繊維課に問題を指摘したということであり。ただし、当時の担当補佐、担当職員とも、これについて記憶がないと言っております。

平成24年夏に前任の担当補佐から引き継ぎを受けた担当補佐と後任の担当補佐と総括補佐に対して、不適切な処理が行われているということが伝えられました。報告を受けた総括補佐は、とにかく実態に合わせて回答がない企業は対象から外すように担当者に指示をしたということですが、そうすると前月データとの乖離が大きくなり、パンドラの箱を開けてしまうと言われて踏み切れなかったということでもあります。

企業名がない横置きデータの問題につきましては、平成25年4月以降、6年で逓減させてゼロにするという処理を、最終的には課長も含めた課内の議論の中で方針を決定した、これは前回は御報告したとおりであります。この課長は、調査計画と乖離があるのでこの方法でならしていくという旨の説明を担当から受けて、そういうものかと思っただけで不適切な処理という認識を持たなかったと述べております。

以上の証言から、横置きにつきましては、それが確認される13年当時において既に見直すきっかけがあったと考えられますけれども、組織としての問題意識が共有されず、その後、長期にわたり漫然と引き継がれてきたということでもあります。いつ、誰が、何の目的で、どのような方法で開始したのかとういことについては、特定するには至りませんでした。他方で、6年かけて逓減する取扱いについては課長了解事項であったということ、他方で、課長における改ざんの意味までは確認できなかったというふうに考えております。

(3) 統計法令への対応状況であります。この点につきましては総務省の御協力をいただいで整理をいたしました。

まずアですが、平成13年以降、総務省から6回の承認を受けております。承認統計調査として4回、一般統計調査として2回、承認を受けております。この間、審査部局に対しましては、回収率について、申請書類上、平成21年当時までは100%に近い回収が得られているという旨の説明をしていたということでありまして、平成21年当時まで審査の過程で問題になることはなかったということでもあります。しかし、平成22年の申請時において、初めて回収率が50%程度しかないことを明らかにし、その時点で回収率向上策の実施について説明が求められ、説明をしたということでございます。

このほか、審査部局から2回指導を受けております。第1に、平成20年1月の承認時においては、調査対象範囲を、承認手続を経ないまま平成19年4月分調査から変更していたことに対して、統計法令の遵守が求められております。この際には、審査部局に対して、統計法令に対する認識不足について繊維課から謝罪をし、調査統計部の再発防止策を示しておりました。それにもかかわらず今回のような不適切な処理が繰り返されることになったことを非常に重く受けとめております。

2番目に受けた指導といたしましては、平成21年1月の承認時の指導であります。名簿の見直しに伴い調査対象企業が激変していることに対して、過去の結果精度に疑義が示され、母集団劣化の防止について検討すべきという指導を受けております。

以上の経緯を踏まえまして、原因分析を行ったのが3のところでございます。本件発生の原因として幾つかあると考えております。

第1に、組織として人材育成が不十分であったということでもあります。この繊維流通統計調査の業務に携わった担当者は、着任まで統計業務の経験がなく、統計技術を有してい

なかったにもかかわらず、一般的な統計研修はありましたけれども、着任後にその担当職員を対象とした必修の研修が行われることもなく、また統計処理に係るマニュアル等も作成しておりませんでした。担当者のリテラシーが不十分であったため、回答率を上げることを目的に商業統計調査名簿以外の企業を対象に追加するという処理がなされたり、未回答企業分は過去の数値を合理的な根拠がないまま長期間横置きをするという処理が継続されてまいりました。

原因の（２）といたしまして、統計業務の重要性について、管理者の意識の不足があったと考えております。このために組織的に知見を蓄積しようという意識を管理者が持たないまま、業務の繁閑に応じて、この統計業務の担当を頻繁に変更していたということが確認されております。統計業務は、担当者に任せっきりになっておりまして、管理者が具体的な業務をチェックすることもなかったという問題があると考えております。

（３）の原因といたしまして、遵法意識が不十分であったこと、また行政文書の管理が不適切であったと考えております。まず、統計の処理方法が不適切であるという認識を持った後、また、受託業者から指摘を受けた後も、不適切な処理を是正して説明責任を果たすということをいたしませんでした。また、業界ニーズを所与の前提として、業界ニーズの変化などを十分に議論・把握することなく、統計を継続させることを優先させたと考えております。回答率が一向に増えない中で、統計のあり方を根本から見直すべきであったにもかかわらず、過去の経緯について説明することによって統計が継続できなくなることを懸念して、調査統計グループや総務省に連絡や相談することなく、一部データを６年で遡減させゼロにするなどの処理を決定いたしました。しかも、この決定に係る行政文書の作成・保存は行われておりませんでした。

（４）として、外部からのチェックの不足が原因としてあると考えております。一般統計について、省内で定期的に定型的なフォローアップは行っておりましたが、基本的には担当課に一任され、回答率の低さを指摘されることはありましたが、それ以上に踏み込んだチェックを行っておりませんでした。また、十分な情報公開がなされていなかった結果、調査結果について外部のユーザーが検証することができない状況になっていたということも挙げられると考えております。

○吉村経済産業省大臣官房審議官調査統計グループ長 続きます。再発防止策、４番でございます。今申し上げました３番に掲げる原因を踏まえまして、今後における再発防止策として次のような事項を挙げております。８ページ目でございます。なお、☆マークにつきましては、既に実施中の取組でございます。

最初に、（１）第三者による統計調査実施状況のレビューの実施を行ってまいります。

それから（２）といたしまして、省内における統計調査実施に係る管理体制の強化といたしまして４つ挙げてございます。①統計実施業務改善月間の設定、それから②統計調査実施課室におけるセルフチェック、③といたしまして、統計調査の内容に係る調査統計グループによるヒアリングを実施してまいります。それから④といたしまして、マニュアル整備の推進を行うことにしております。

それから、（３）①統計調査の実施内容等の透明性の向上及び②文書保存の徹底でございます。統計調査の実施内容の透明性の向上を図って、見える化を行ってまいります。それから、文書保存の徹底をしてまいります。

それから（４）といたしまして、省内における統計法の知識向上につきまして、①統計調査実施課室管理職会議を開催いたします。それから、現在も実施しておりますけれども、②統計調査実施課室担当者の研修を引き続き実施してまいります。

それから最後に、（５）統計改善に向けた取組といたしまして、①統計精度向上に向けた取組を積極的に実施してまいります。それから、②統計ニーズ等を踏まえた統計の見直しを積極的に行ってまいりたいと思っております。

再発防止策につきましては以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。本件については、統計委員会委員長として、大変遺憾に思っております。私としても申し上げたいことはたくさんあるわけですが、ただ今の御報告について委員の皆様から御質問あるいは御意見等いかがでしょうか。

○北村委員 ただ今の御説明で、前回私がお願いした追加調査を丁寧にしていただいたということは大変ありがたいと思いましたが、一つに気になったのは、今回の追加調査の内容の３ページ、１（１）関係者の聞き取り調査のところの最後に括弧があって、

（平成21年まで本統計業務を請け負っていた（株）東レ経営研究所については、当時の担当者が既に退職しており）というふうに説明がされているのですが、経済産業省の方では今後、統計調査の外部委託を進められるというスタンスを出されているので、このように民間業者については聞き取りができないとか、関係者が退職してしまったというようなことが起こりますと、事態が把握できないということも起こり得る可能性があると思っております。今後の対策ですが、契約をされる場合には、統計調査についての経緯を必ず説明できるような資料を残しておくなり、そういうことを民間業者に条件として付け加えておくなりしていただかないと、企業から担当者がいませんと言われて、簡単にそれを受け入れてしまうという状態になるというのは、省内で過去についてこれだけ丁寧に聞き取りされたわけですから、同じようなことが委託先にもしていただくようお願いいたします。そうでないと調査履歴が分からないということになってしまうリスクがあるので、そこは十分に対応していただきたいと思っております。

○糟谷経済産業省製造産業局長 北村委員の御指摘を踏まえて、きちんと具体策を練っていきたく思っております。

○西村委員長 清原委員、どうぞ。

○清原委員 御丁寧な御報告ありがとうございました。これは経済産業省にお聞きするというよりも、全体のことに関わるのかもしれないのですが、本日御説明いただきました８ページの（３）統計調査の実施内容等の透明性の向上と文書保存の徹底の、②文書保存の徹底について伺いたいと思っております。

これは、「保存期間終了後も企画立案に関する書類は廃棄せず、国立国会図書館に移管することを徹底する」とあります。また、「調査結果の個票データ（電子媒体）は永年保存を徹底する」としています。これは、経済産業省で実施される統計調査についてこれを

徹底されるということだと思いますが、先ほど北村委員が言われましたように、外部の事業者に委託される場合の仕様書あるいは外部調査事業者からの報告書等についても含まれることになるのでしょうか。あるいは、経済産業省はこうされるのだけれども、他の省で行われるものについてもこのように国立国会図書館に移管することや電子媒体の個票についての永年保存をされることになるのでしょうか。今回は経済産業省の再発防止策として伺ったのですけれども、他にも影響するののかと改めて確認をさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 総務省政策統括官室でございます。御指摘の1点目の関係文書の保存でございますが、まず、集計に用いました個票データにつきましては、既に永年保存するように徹底を図っているところでございます。また、関係文書につきましても、可能な限り保存を求めているところではございますが、その辺りについては十分でなかったというふうに私どもも認識しておりますので、今後、一層徹底を図ってまいりたいと思います。

2点目の事業者に対する適正な管理・指導でございますが、私ども関係府省では、府省一体的に民間の事業者を活用する場合のガイドラインを策定して、それに基づいて仕様書等を作成していただいているところでございますが、今般、第2期の基本計画に基づきまして、その内容を更に充実いたしまして、ただ今、御指摘のありましたような、いわゆるトレーサビリティと申しますか、どういう作成過程で業務が行われているのかという記録等もきちんと保管して、それを、報告を受ける、チェックするという形で、調査を委託する側の徹底を図っていきたいと考えているところでございます。

○清原委員 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 今回、局長をはじめ、大変丁寧に真摯に検討されて、このようなきちんとした報告をまとめられまして、その点、心から敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

私の方から、このような非常に不幸な出来事があったけれども、きちんと整理されたという意味で、これをまた今後の役に立てることができるという意味で、そのような観点から1つの感想を申し上げて、あと1点だけ簡単な質問を申し上げたいと思っております。

最初に感想の方ですけれども、今回、建て前としての報告と、実態としてやっていることとのずれがなかなか見えなかったというのが大きな問題であったかと思えます。その点では、今回この統計調査が、旧法下では承認統計調査、今の統計法では一般統計調査ということになっておりますが、そのようなことで統括官室の方に提出されていた情報などもこの検証の上で参考になったというふうに、このプロセスの中で私は感じました。

といいますのは、この資料の11ページ目の最後のところに、総務省政策統括官室の方から提出された資料が付いておりますが、これを見て私は驚いたところがございます。平成13年とか20年辺りのところでは、回収率が100%とか95%というのが、この中ほどの一番右の留意点の欄に書かれております。ということで、当時から、建て前としては、回収

率はほぼ100%であるかのように認識されて、あるいは説明されてきていたというのが、一つこのような問題を気付かせるのに非常に遅くなったということであろうかと思えます。

そのような意味で、この手続をきちんとやっていただき、また正直な数字の申告をしていただければ、このような問題は未然に防げたのであろうかと思えますので、この参考1の最初のところの今後の取組ということで再発防止策としてこの5点、重要なことを書いていただいておりますが、この中でもやはり、遵法意識の向上というのが大事な鍵になるのかと思えます。

よく外国の統計の関係者と話をしますと、統計で大事なことの一つの要素として、インテグリティ（integrity）と呼ばれておりますが、インテグリティは非常に日本語に訳しにくい言葉だと常々思っております。正直さとか率直さとか訳すしかないのかなと思うのですが、そういうところがこのプロセスの中で欠けていたというのが問題であったのかと思えますので、ここの再発防止策の中でもうたっておられますが、透明性の向上、すなわち、できるだけ実態のデータを世に出していくということで、率直に公開していくことで問題を防いでいく、あるいは改善につなげていくということが大事なのかと思えます。

その意味で、これは経済産業省だけの問題として捉えずに、今後、このような失敗から各府省も学んでいくということが必要なのだと思えます。今後、基本計画等の議論もどんどん進んでまいります、その中で、統計の品質保証といった統計横断的な枠組みがございしますが、そのようなものの適用をどうしていくのか、あるいは仕組み自体をどうしていくのかということに、その改善に向けてこの議論をつなげていけたらありがたいというふうに思っております。

以上が私の感想ですけれども、1点だけ少しお尋ねしてみたいのは、現在この繊維流通統計の調査結果は、ホームページでも引き続き掲載された状態になっているのではないかと思います。実はこの問題が分かったときに私自身もこのホームページでどんな統計表が出ていたのかというのを確認させていただきました。そのまま出ていたこと自体は私にとっては大変ありがたかったのですが、もう一方で、問題を含んだ統計がそのまま世に見られるような格好になっているのは、問題といえば問題であろうかと思えます。これは、いつのタイミングでどうしたらよいかというのは、経済産業省自身の御判断もあろうかと思えますが、今後、統計委員会として、あるいは各府省の統計の中でこのような問題があったときに、どういうスピードで、どういう形で削除するなり訂正するなりをやっていただいでよいかという一つ課題でもあろうかと思えますので、今の段階での経済産業省としてのお考えなどを聞かせていただいたらありがたいと思えます。

以上です。

○風木経済産業省製造産業局参事官 年末に本件のプレス発表をした後、本統計調査のホームページに、今回の経緯等に係るプレスリリースの内容の記載とリンクを貼りました。したがって、本統計調査のホームページで、今回の繊維流通統計調査についての経緯や不適切な扱いが分かるようにさせていただいているのが現状でございます。

○川崎委員 ちなみに、これはいつ段階で掲載をやめられるのでしょうか。

○**風木経済産業省製造産業局参事官** 現在のところ本統計調査のホームページ自体はまだ閲覧が可能ですので、今日の御指摘を踏まえて、我々として今後どうしたらよいか、総務省と御相談の上検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○**西村委員長** ありがとうございます。白波瀬委員、どうぞ。

○**白波瀬委員** 御説明ありがとうございます。1点というか1.5ぐらい少し質問があるのですけれども、まず1点目は、外部委託ということで北村委員からあったのですけれども、分析していただいてそれで原因も提示していただいたというのはあるのですが、非常に簡単に言うと、作業自体が密室の中で、横の連携なしに行われていたということではないかと思うのです。それで、どういう悪いことをしたのかという公開も大切なのですが、その手前のところの対策が、申し訳ないのですが、見えません。

ですから具体的に例えば、もちろん委託してもマニュアルがよかったらよいというわけでもないですし、仕様書を規定どおりに使ったらというほど、調査そのものが具体には非常に多様なので、1対1のやりとりが必要になってくると。そういうときに具体的な例として、例えば担当者を複数置くとか、その担当者自体にどれだけの統計的な教育をなさるとか、何か少し具体的な御提案はございますか。

○**糟谷経済産業省製造産業局長** 密室の中で行われているということにならないように、今回の再発防止策の一番目のところで、第三者による統計調査実施状況のレビューを行うということを盛り込んでおります。外部の第三者が、何をどういう形で、どういう業務の処理をやっているかをチェックする。場合によっては抜き打ちでチェックすることで、密室の中で横の連携なしに不適切な処理がなされるということを防止してまいりたいと考えております。

○**白波瀬委員** 第三者は大切ですが、もう一段階というか、内部の中間的なところでもう少し横のやりとりがあると、中でも情報共有も責任についても、少し分散できるのではないかというふうに感想を持ちました。

○**糟谷経済産業省製造産業局長** 担当者を複数にするということについて、検討させていただきます。

○**西村委員長** 今の点も含めてなんですが、チェックアンドバランスが全然効いてなかったというのが多分一番大きな問題だろうと思いますので、そのチェックアンドバランスを効かすような体制、特に現場のところで体制というのをきちんと、お題目は素晴らしいのですが、それを実際に動かすときの体制を作る。それからカルチャーの問題だと思います。1人で作っていて、そして100%と言い続けて、実際にはそうではなかったというようなことになったときに、個々の担当者がどういう行動をするかということを考えれば、こういうことにならざるを得ないのかというようなことすらも考えてしまうということになりますので、そのようなことがないようなカルチャーというか体制というか、要するに間違えたケースの場合にはすぐに、バッドニュースファーストですけれども、是正できる体制というか文化を作っていただかないと困るということだと思います。きちんとこういう形のレビューをされることはさることながら、中での自由なディスカッションがあって、

それでまずいものは直していく。そういうようなことに対してのペナルティは与えないというような、中での体制といいますか、それをきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それではほかにございますか。

統計法の第一条に規定されていますように、公的統計というのは、国民にとって合理的な意思決定を行う基盤となる重要な情報であります。これを不適切に操作するということはあってはならないことです。各府省において、二度とこのような事態が生じないように改めて襟を正していただきたいと思います。

それから、本件の報道では、未回答企業に関する「補てい」自体が問題であるかのような記事も見られましたが、経済産業省の行っていた操作は、これは「補てい」ではなくて「捏造」ですので、全く違うものであります。この点を十分留意していただきまして、引き続き精度の高い統計の作成・提供に努めていただきたいと思います。

続いて、内閣府からの報告事項です。一昨日公表された国民経済計算の訂正についてです。これはGDPの総額に影響するというものではありませんが、国民経済計算については先般基準改定を行ったばかりということもあり、今回、特に御報告いただくこととしました。それでは内閣府から御説明をお願いします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 国民経済計算部長の長谷川でございます。お手元の参考2を御覧いただきたいと思います。

昨年12月に公表いたしました平成27年度国民経済計算年次推計のうち、付表の3として表章しております「経済活動別就業者数・雇用者数、労働時間数」について、平成16年以前の計数の一部を、一昨日2月21日に訂正・公表させていただいたところでございます。

具体的な訂正箇所といたしましては、資料の2枚目以降の黄色の部分に該当いたしますが、「就業者数・雇用者数、労働時間数」のうち、「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「その他のサービス」の平成6年から平成16年、また、労働時間数のうち「繊維製品」、「化学」、「電気機械」、「情報・通信機器」の平成6年から16年であります。一国全体の就業者数・雇用者数、労働時間数への影響はございません。

今回このような誤りが発生した要因でございますが、平成23年基準改定におきまして、御案内のとおり、サービス業を細分化するなど従来の68SNA依頼約40年ぶりに経済活動別分類の大幅な見直しを行ったところでございますが、この経済活動別分類間の詳細な組替えが必要となったところ、平成16年以前については当該組替え作業に誤りがあったものでございます。例えば、警備や労働者派遣につきましては、本来「専門・科学技術、業務支援サービス業」に含めるところでございましたが、以前のまま「その他のサービス」に含めていたところでございます。統計利用者の皆様に御迷惑をおかけしたことをおわび申し上げますとともに、統計作成におきまして正確性を確保するよう、従前以上に万全を期してまいるところでございます。

○西村委員長 こちらのほうは、推計の入れ繰りを間違えたということで、先ほどの繊維統計の事例とはかなり違ったものであります。それでもやはり間違いは間違いですので、

内閣府におかれましては再発防止策に向けてしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

この件につきまして、委員から特に御発言があればお願いいたします。

○嶋崎委員 今回この平成6年から16年について組替えが誤っていたことが発覚した経緯とその契機を教えていただければと思います。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部長 外部の民間団体、公益財団法人の方から、1月末に、この経済活動別の就業者数についての照会がございました。それを受けまして精査を行ったところ、平成16年以前の「専門・科学技術、業務支援サービス業」、「教育」、「その他のサービス」の就業者数・雇用者数、労働者数に誤りがあったところがございます。

これを受けまして、同様な手順で推計されております付表3の計数全体をチェック・精査する中で、「繊維製品」、「化学」、「電気機械」、「情報・通信機器」の労働時間についても誤りが判明したということがございます。

○嶋崎委員 分かりました。

○西村委員長 いかがでしょうか。よろしければ、これで本件に係る報告を終わりにしたいと思います。

それでは、本日用意いたしました議題は以上です。次回の委員会の日程について、事務局から連絡をお願いします。

○山澤総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、3月21日、火曜日の10時から開催する予定です。具体的な場所も含め詳細につきましては別途御連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第106回の統計委員会を終了いたします。ありがとうございました。